

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成23年7月5日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「警察職員の違法又は不当な行為に関して、内規等に基づく処分（地方公務員法に基づく懲戒処分を除く）を行う際の処分基準となるもの」の開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成23年7月19日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「奈良県警察職員懲戒等取扱規程」（昭和29年9月奈良県警察本部訓令第18号。以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、行政文書の全部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成23年8月25日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件行政文書以外の本件開示請求に対応する行政文書の開示を求める審査請求を行った。

#### 4 諮 問

平成23年9月1日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

原処分に加えて、「処分基準」を開示せよとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

開示を受けた本件行政文書は、奈良県警察職員の規律違反に対する訓戒及び注意の手續等について必要な事項を定めたものであるが、私が開示請求した「処分基準」とは異なる。私が開示請求した「処分基準」とは、警察職員の違法又は不当行為などの規律違反に対して厳正かつ公正に対処するために、過去の規律違反事例を類型化して作成された標準的な懲戒的処分の基準を定めたもので、処分量定の決定に際しての指針となるものである。例えば、交通違反告知において、警察官が法令の存否について虚偽説明を行った上で、署名押印を強要した違法又は不当な行為の場合は「停職〇か月」、交通違反の事実認定に警察官の瑕疵があった場合は「戒告」、あるいは、正当な理由なく欠勤した場合は「停職又は免職」等、標準的な事例に対応する処分量刑が示されている「処分基準」である。

以上のとおり、開示請求した行政文書が開示されていないので、実施機関は、開示請求された行政文書を開示すべきである。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関が行う懲戒処分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項を根拠として、同項各号に規定された事由があった場合、公務員関係の秩序を維持するために公務員個人に対して科せられる制裁であり、実施機関が行う処分である。

実施機関における懲戒処分の手續については、本件行政文書が定められている。

職員に規律違反があるときは、本件行政文書に基づいて職員に対する「懲戒処分」を、職員の規律違反が軽微なものであって警察本部長が懲戒処分を要しないと認めるときは、「訓戒処分」を、特に軽微なものであって、懲戒処分又は訓戒処分を要しないと認めるときは「注意処分」を行うと本件行政文書に規定されている。

所属長等から警察本部長に対して職員の規律違反の申告がなされれば、警察本部長は主管課である監察課に事実関係の調査を行わせ、懲戒処分の指針（平成21年3月26日付け警察庁丙人発第83号。以下「懲戒指針」という。）や過去の事例、調査結果等に照らし合わせ、懲戒手續に付する必要があると認めるときは、本件行政文書にのっとり懲戒審査委員会に審査を要求することとなる。

懲戒審査委員会では、事実の調査結果及び事案の態様や軽重、社会的反響を考慮した上で、当県や他府県で過去に発生した同種事案の処分事例も参考に、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定して警察本部長に勧告し、勧告を受けた警察本部長が判断をして処分を決定している。

以上のとおり、職員の処分に関する基準は、懲戒指針が警察庁において定められているのみで、審査請求人が求めている懲戒処分以外の訓戒処分や注意処分についての個別具体的な指針等は存在せず、本件行政文書に基づいて規律違反が「軽微」又は「特に軽微」かを事案ごとに判断して措置内容を決定することから、本件開示請求の

対象行政文書として本件行政文書を特定し、本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、諮問実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

### 2 本件決定の妥当性について

審査請求人は、本件行政文書以外の本件開示請求に対応する行政文書の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得しておらず、本件開示請求に対応する行政文書は本件行政文書のみであると主張しているため、以下検討する。

#### (1) 本件行政文書に係る特定について

本件開示請求において開示を求められている行政文書は、警察職員の規律違反に対する処分（地方公務員法に基づく懲戒処分を除く。）に係る処分基準となるものが記載された文書である。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、奈良県警察職員の懲戒の取扱いについて定められているほか、地方公務員法に基づく懲戒処分以外の処分として、訓戒処分及び注意処分について定められている。

さらに、訓戒処分については、職員の規律違反が軽微なものであってこれに対し懲戒処分を要しないと認めるときに行うものである旨が定められ、また、注意処分については、職員の規律違反が特に軽微なものであってこれに対し懲戒処分又は訓戒処分を要しないと認めるときに行うものである旨が定められている。これらの記述は、訓戒処分及び注意処分に係る処分基準となるものであることが認められる。

そうすると、実施機関が本件開示請求に対応する文書として本件行政文書を特定したことは、妥当であると判断する。

#### (2) 本件行政文書以外の本件開示請求に対応する行政文書の不存在について

実施機関においては、所属長等から警察本部長に対して職員の規律違反の申告がなされれば、警察本部長は主管課である監察課に事実関係の調査を行わせ、懲戒指針や過去の事例、調査結果等に照らし合わせ、懲戒手続に付する必要があると認め

るときは、本件行政文書にのっとり懲戒審査委員会に審査を要求することとなる。そして、審査を要求された懲戒審査委員会では、事実の調査結果及び事案の態様や軽重、社会的反響を考慮した上で、奈良県や他府県で過去に発生した同種事案の処分事例も参考に、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定して警察本部長に勧告し、勧告を受けた警察本部長が判断をして処分を決定しているとのことである。

以上のとおり、実施機関においては、職員の処分に関する基準は、懲戒指針が警察庁において定められているのみで、審査請求人が求めている懲戒処分以外の訓戒処分や注意処分についての個別具体的な指針等は存在せず、本件行政文書に基づいて規律違反が「軽微」又は「特に軽微」かを事案ごとに判断して措置内容を決定するとのことである。

そうすると、本件行政文書以外の本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

### 3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年 9月 1日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成23年 9月29日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成24年 3月16日 (第152回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成24年 5月15日 (第153回審査会)	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成24年 5月31日 (第154回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成24年 6月26日 (第155回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成24年 7月18日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしぐろ よしひこ 石黒 良彦	弁護士	会長代理
いしだ ひでじろう 石田榮仁郎	近畿大学名誉教授（憲法）	
おんだ まさこ 音田 昌子	元読売新聞大阪本社編集委員	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長